

2020年
5月7日号

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に関して生じる保険上の諸問題について

執筆者: 矢嶋 雅子、齋藤 梓

※本ニューズレターは2020年5月6日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で蔓延し、日本でも2020年4月7日に東京都および大阪府を含む7都府県を対象地域とする緊急事態宣言が発令され、さらに同月16日には緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、同年5月4日には緊急事態宣言が5月31日まで延長されることになりました¹。かかる情勢を受けて、レストラン等の飲食店、ホテル、小売業から製造業まで、多種多様な企業の経済活動に深刻な影響が出ています。このような状況下で、企業において問題となり得る保険適用上の諸問題、特に(1)従業員の業務災害(労災)を補償する保険および(2)休業損失を補償する保険の適用に関して、以下で説明します。

2. 従業員の業務災害(労災)を補償する保険

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、企業が有する労災保険(労災上乗せ保険)の給付対象となるかに関しては、業務上疾病(業務に起因して感染したものであること)として政府労災保険等の認定を受け、使用者が使用者責任等に基づいて法定外補償を行う場合に、保険金支払い対象となります。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に業務上疾病として政府労災保険の認定を受けるための要件については、業務との関連性(業務起因性)の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表(以下、「別

¹ <https://corona.go.jp/>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

表」といいます。)第一の二第六号 1 または 5²に該当するか否かが問題となります。厚生労働省は 2020 年 4 月 28 日に通達「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(基補発 0428 第 1 号令和 2 年 4 月 28 日)」(以下、「本通達」といいます。)を発出し、労災補償の考え方について明らかにしています³。

本通達によると、新型コロナウイルス感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性に鑑みた適切な対応が必要となるという見地から、当分の間、別表第一の二第六号 5 の運用については、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性(業務起因性)が認められる場合には、労災保険給付の対象とすることとしました⁴。

具体的には、

- (1) 患者の診療若しくは看護の業務または介護の業務等にに従事する医師、看護師、介護従事者等については、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、感染経路の特定をせずとも、原則として労災保険給付の対象とされます。
- (2) 医療従事者や介護従事者以外の労働者については、感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。ただし、感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、その結果、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。例えば、感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられるような労働環境下での業務(複数の感染者が確認された労働環境下⁵での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務⁶等)に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて個別に業務との関連性(業務起因性)を判断することになります。

かかる通達に鑑みれば、飲食店従業員、店舗販売員等で、労災認定を受けて政府労災保険の給付対象となった場合、企業が有する労災保険(労災上乗せ保険)の保険金支払いの対象となることがあることとなります。対面販売事業を行っている企業は留意する必要があるでしょう。

3. 休業損失を補償する保険

各企業において、災害等により事業を縮小ないし停止せざるを得なくなった場合等に生じる損害を補償する保険(収入の減少をカバーする利益保険等)をかけているケースが多いものと思われませんが、休業による損失を補償する保険の一般的な約款においては、「感染症」の発生による休業損失は保険の補償対象外と規定されています。これは、近時の重症急性呼吸器症候群(SARS)やエボラ出血熱、ジカ熱等の感染症の感染拡大を受けて、保険会社において感染症リスクの補償を免責とする動きがあったこと

² 別表第一の二

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務または研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

⁵ 厚生労働省の説明によると、「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、「請求人を含め、2 人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。」と説明されます。

⁶ 厚生労働省の説明によると、「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」とは「小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。」と説明されます。なお、例示として挙げられたこれらの業務以外の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断することになります。

に起因します。一方で、感染症によるリスクを補償する特約を結んでいても、新型コロナウイルス感染症は補償対象となる感染症に該当しないケースもあります。特に企業向けの保険約款はテラーメイドで作成され、多数の特約を付帯することが多いため、保険約款および特約に具体的にどのように規定されているか、約款上の文言を精査することが重要です。

2020年4月24日、損保ジャパン、東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上火災の保険会社各社は、特定感染症を補償対象としている各自の商品(火災保険等感染症に伴う休業損害、利益減少を補償する保険、生産物賠償責任保険や店舗賠償責任保険に付帯する「食中毒・特定感染症利益補償特約」等)につき、新型コロナウイルス感染症を補償対象に追加、または保険金支払いの要件を緩和する対応を行う商品改定を実施することを公表しました⁷。現状、感染症を補償する商品の多くは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」における「一類感染症」から「三類感染症」⁸を補償対象としています。新型コロナウイルス感染症による肺炎は、2020年1月28日の政府閣議決定により、2020年2月1日付で感染症法に規定する「指定感染症」に指定されましたが⁹、「一類感染症」から「三類感染症」には該当しないため、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となっているためです。新型コロナウイルス感染症が全国規模で拡大を続けていることをふまえ、補償対象化を望む声が寄せられていたこと、2020年4月10日に金融庁から保険会社等に対して「保険契約者等保護の観点から、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置を検討」するように要請したこと¹⁰、また、新型コロナウイルス感染症は、現在は感染症法における「指定感染症」の位置付けですが、将来的には一類感染症または二類感染症等に位置付けることが予定されていること等から、商品改定を実施し、新型コロナウイルス感染症を補償対象とする等としたものです¹¹。今後、他の保険会社もこれにならった改定を行う可能性があると思われます。

ただし、かかる改定により新型コロナウイルス感染症に伴う休業損害、利益減少が補償される場合も、店舗等が新型コロナウイルスに汚染され、保健所等による営業停止や消毒等の措置がなされ休業損害等が生じた場合、または店舗等が新型コロナウイルスに汚染された疑いがあり保健所等により消毒等の措置がなされ休業損害等が生じた場合に限るものとされており、政府・自治体等からの要請・指示に基づく休業および自主休業は対象外とされていることには注意が必要です。

4. 今後の展望

新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的な大流行)を受けて、世界中で、特に休業損害等を補償する保険適用が問題になっています。米国では、行政命令により休業を余儀なくされたレストランやバー、ホテルのオーナー等が、事業の中断(business interruption)を補償する保険等の適用を求めて各地で訴訟を起こしています。事業中断保険は、一般的に、火災やハリケーン等の自然災害によって財産(property)が侵害(damaged)されたり、使用できなくなった場合に生じる損害を補償するものですが、新型コロナウイルス感染症は人から人へ伝染するものであることから物理的に財産が侵害されたという要件を満たさないのではないかという点等について盛んに議論されています。また、事業中断保険においても、日本の休業損害保険と同様、近時の

⁷ https://www.sompo-japan.co.jp/announce/2019/202002_01/
https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/200424_01.html#anc-02
https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2020/news_2020042400673.pdf
https://www.ms-ins.com/news/fy2020/pdf/0424_1.pdf

⁸ 一類感染症:1 エボラ出血熱、2 クリミア・コンゴ出血熱、3 痘そう、4 南米出血熱、5 ベスト、6 マールブルグ病、7 ラッサ熱
 二類感染症:1 急性灰白髄炎、2 結核、3 ジフテリア、4 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、5 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)⁶ 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る。)
 三類感染症:1 コレラ、2 細菌性赤痢、3 腸管出血性大腸菌感染症、4 腸チフス、5 パラチフス

⁹ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200410/01.pdf>

¹¹ なお、本改定は、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日である2020年2月1日に遡って適用されます。

SARS の流行等を受けて、ウイルス等による感染症を補償対象外と規定しているのが一般的です。

かかる情勢を受けて、米国の各州では、新型コロナウイルス感染症による事業中断保険の適用について議会でも議論されています。ニューヨーク州やニュージャージー州を含む複数の州では、新型コロナウイルス感染症に関連する保険金請求について、標準的な事業中断保険において感染症の蔓延は補償対象として規定されていないか、あるいは免責事項とされているにも拘わらず、特に中・小規模の事業者については、事業中断による損害を補償対象とするよう保険会社に要請し、一方で、保険会社に対しては公的資金による援助をするべく、法制化する試みが進行しています。

2020年4月10日、米国大統領ドナルド・トランプ氏は、プレスカンファレンスにおいて、事業中断保険の適用を否定する保険会社に対して、仮に事業中断保険の保険約款上パンデミックについて補償するという規定がない場合も、特にこれを補償対象外とすることを明示する免責規定がない場合は、保険会社は保険金の支払いに応じるべきであるという考えを示唆する発言を行っており¹²、米国においては、保険適用の有無について非常に政治的な色彩も帯びてきています。

米国で新型コロナウイルス感染症に関連して発生した損害について保険適用を求める裁判は始まったばかりで、裁判所による統一的な判断が下されるまでに多大な時間を要することが予想されます。米国で先行して、保険の適用に関する裁判所の判断が出された場合に、かかる判断が日本の保険約款解釈に影響を与えるか否かという点も含めて、日本における本論点の解決策の指針は、現時点ではなお不透明であるといえます。新型コロナウイルス感染症に係る保険上の諸問題については、今後も世界の動向を注視し、日本政府および主要な保険会社のさらなる動きについて適時に情報収集し、対応策を検討することが重要と思われます。

¹² <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-vice-president-pence-members-coronavirus-task-force-press-briefing-24/>



やじま まさこ
矢嶋 雅子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m.yajima@jurists.co.jp

1994年弁護士登録、2001年ニューヨーク州弁護士登録。2007年慶應義塾大学大学院法務研究科教授。会社法・保険法・金融商品・知的財産権・プラント事故・労務・消費者契約等企業を当事者とする紛争解決一般を取り扱う。



さいとう あずさ
齋藤 梓

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

a.saito@jurists.co.jp

2007年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録。2013-2014年 Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP(ロンドン)出向。国内外の企業を代理して、国際仲裁および複雑な訴訟案件に関与。製薬、自動車、保険等様々な業界における企業間の国際的な契約紛争への対応等を主要な業務分野とする。2018年11月よりニューヨーク事務所所属。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>